

資料 7

福祉環境委員会

(健康局)

令和3年9月2日

令和2年度

神戸市人と猫との共生推進協議会の事業実施状況報告

目 次

1	はじめに	P. 1
2	神戸市人と猫との共生推進協議会（第9条）	
(1)	協議会の目的と役割	P. 2
(2)	協議会の構成団体と概要	P. 2
3	神戸市人と猫との共生推進協議会の事業実施状況	
(1)	定例会議の開催	P. 4
(2)	野良猫の繁殖制限事業	P. 4
(3)	野良猫への給餌及びふん尿の処理に関する指導及び助言	P. 6
(4)	神戸市人と猫との共生に関するガイドラインの策定	P. 6
(5)	本市との連携	P. 6
(6)	その他必要と認める事業	P. 7
4	その他参考事項	
(1)	神戸市における猫の殺処分について	P. 8
(2)	協議会が行う野良猫の繁殖制限事業の流れ	P. 9
5	神戸市人と猫との共生に関する条例	P. 11

1 はじめに

「神戸市人と猫との共生に関する条例（平成29年4月1日施行）」第11条に基づき、令和2年度に実施した協議会の事業の実施状況を報告する。

2 神戸市人と猫との共生推進協議会（条例第9条）

（1）協議会の目的と役割

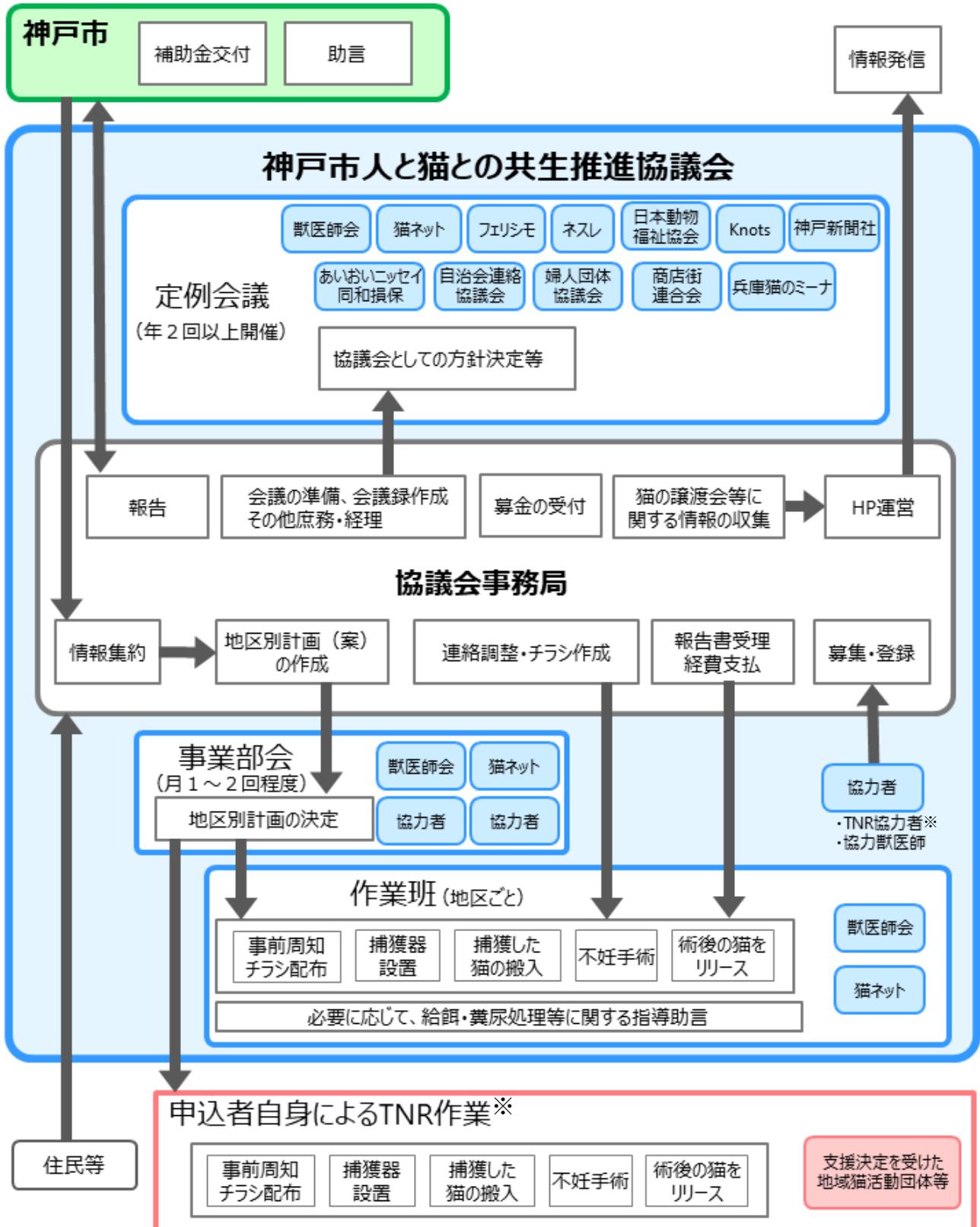
条例第9条では、「獣医師が組織する団体、共生推進活動団体等及び公共的団体等のうち、相互に連携してこの条例の目的を達成しようとする団体は、市の協力の下に、人と猫が共生する社会の実現を図るための推進主体として、神戸市人と猫との共生推進協議会を組織する」としており、条例に基づきこの協議会が組織され、条例の目的である人と猫が共生する社会を目指し、野良猫の繁殖制限、野良猫への給餌及び糞尿の処理に関する指導・助言、猫の譲渡の推進事業を行った。市は協議会に協力し、必要な支援や助言を行った。

（2）協議会の構成団体と概要

構成団体（令和3年4月1日時点）

(公社) 神戸市獣医師会	神戸市自治会連絡協議会
(公社) 日本動物福祉協会	神戸市婦人団体協議会
(公社) Knots	神戸市商店街連合会
(NPO) 神戸猫ネット	(NPO) 兵庫猫のミーナ
(株) 神戸新聞社	(株) フェリシモ
ネスレ日本 (株) ネスレ ピュリナ ペットケア	あいおいニッセイ同和損害保険 (株)

神戸市人と猫との共生推進協議会の概要



※TNR：野良猫の繁殖制限の手法を示したもので、「捕獲（Trap）」、「手術（Neuter）」、「元の場所に戻す（Return）」の略。詳細については10ページを参照。

3 神戸市人と猫との共生推進協議会の事業実施状況

(1) 定例会議の開催

協議会は規約に基づき、協議会の事業及び収支、規約や構成団体の加入・退会に関する事項等を審議、決定するために定例会議を開催することとしており、令和2年度には計3回開催された。

<開催日及び主な審議事項>

- 令和2年度 第1回：令和2年5月31日（月）
(新型コロナウイルス感染拡大の影響により書面開催)
 - ・令和元年度事業報告及び決算報告
 - ・令和2年度事業計画案及び予算案
 - ・NPO法人兵庫猫のミーナの加入について
- 令和2年度 第2回：令和2年11月10日（火）
 - ・繁殖制限事業の実施状況報告
 - ・篤志者感謝状授与規程の改訂について
- 令和2年度 第3回：令和3年3月16日（火）
 - ・繁殖制限事業の実施状況報告
 - ・令和3年度事業計画案及び予算案



<定例会議の様子>

(2) 野良猫の繁殖制限事業

野良猫の繁殖制限に関する要望が寄せられた地域について、獣医師等の専門家の助言を得て、一定区域内の野良猫の不妊去勢手術を計画的・集中的に実施していくことにより、効果的な繁殖抑制に取り組んだ。繁殖制限対策区域については、野良猫繁殖制限事業選定マニュアルを策定し、猫の生態や行動範囲を踏まえて科学的な見地から区域を決定することとした。事業部会が繁殖制限対策区域及び地区別計画を策定した上で、区域内の野良猫を捕獲し、不妊去勢手術を実施した。

令和2年度は繁殖制限対策区域を334地域選定し、また、合計2,186匹の野良猫の繁殖制限を行った。

○ 事業部会の開催

協議会は規約に基づき事業部会を置き、野良猫の繁殖制限等の事業を実施することとしており、令和2年度は会議を計12回開催し、野良猫の繁殖制限対策区域の選定・支援決定等を行った。神戸市は事業部会の会議へオブザーバーとして出席し、助言等を行った。

<協力者>

協議会規約に基づき、協議会が実施する野良猫の繁殖制限事業等に協力可能な共生推進活動団体等は「協力者」として協議会に参画することができる。繁殖制限事業に係る調査・周知・捕獲等を行う協力者を「TNR*協力者」、不妊去勢手術を行う協力者を「協力獣医師」として常時募集している。

令和3年3月31日までに、協議会規約に基づく協力者93名（協力獣医師8名、TNR協力者85名）を登録した。

令和2年度 野良猫繁殖制限事業実施結果

<区別手術数>

内訳	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	合計
合計	131	58	147	269	265	410	278	341	287	2,186 匹

<月別、雌雄別>

月	雄	雌	合計
R2. 4月	62	53	115
5月	56	59	115
6月	59	76	135
7月	92	85	177
8月	67	73	140
9月	121	140	261
10月	141	141	282
11月	109	124	233
12月	107	88	195
R3. 1月	88	60	148
2月	84	95	179
3月	97	109	206
計	1,083 匹	1,103 匹	2,186 匹

<年度別>

年度	総手術数
平成 29 年度	2,051 匹
平成 30 年度	1,844 匹
令和元年度	2,093 匹
令和 2 年度	2,186 匹
合計	8,174 匹

(3) 野良猫への給餌及びふん尿の処理に関する指導及び助言

繁殖制限対策区域における事前調査時等に、不適正な給餌者を発見した場合、当該給餌者に對し指導・助言を行った。

<主な事項>

- ・エサを放置するいわゆる置きエサを行う給餌者に対し、必要な量だけを与え、猫が食べ終わった残りのエサは片付けるよう指導
- ・可能な限り、野良猫の糞の片付けを行うよう指導
- ・地域の理解のもとで野良猫の適正管理を行う地域猫活動について教示し、所管の衛生監視事務所に相談するよう勧奨

(4) 神戸市人と猫との共生に関するガイドラインの配布

平成31年3月に、猫に関わる全ての人たちがそれぞれの立場ですべきことをまとめたガイドラインを協議会と市が連携協力し策定した。また、ガイドラインの概要をA4判にまとめた「概要版」や、野良猫に焦点を当てた「野良猫版」を別途作成している。

現在、協議会と本市で関係各所や動物取扱業者等に順次配布を行い、ガイドラインの普及啓発を進めている。令和3年3月現在、16,650部（概要版等含む）を配布した。

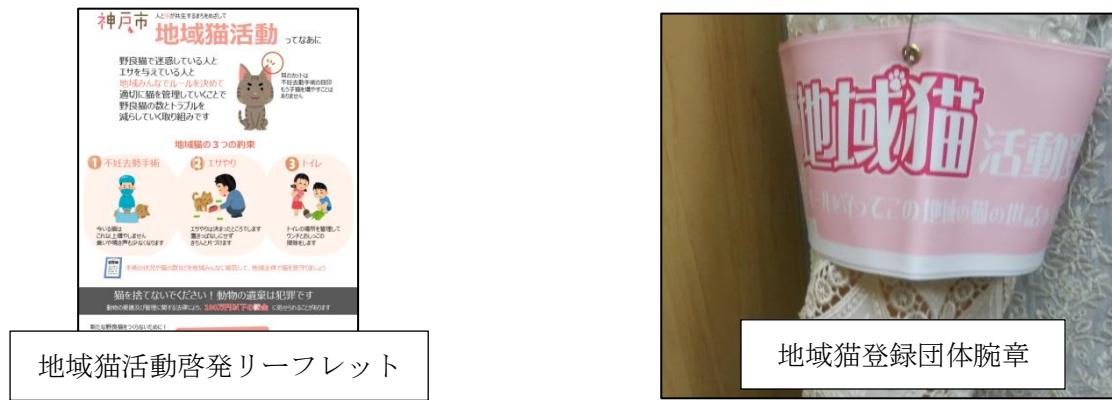


(5) 本市との連携

○ 地域猫活動の推進

野良猫の数だけでなく、野良猫に起因するトラブルを減らすために、適切に猫を管理する「地域猫活動」を推進することで、地域での人と猫との共生を目指している。

本市では一定の条件を満たす団体を地域猫活動団体として登録を行っており、責任をもつて地域猫活動を行う証として腕章を交付した。令和2年度の登録団体数は127団体であった。地域猫活動登録団体へは、1年に1度、活動状況を市へ報告することを義務付けている。



(6) その他必要と認める事業

○ 神戸市動物愛護フェスティバルへの参加

令和元年度に初開催され、出展協力を行った「神戸市動物愛護フェスティバル」は、令和2年度については新型コロナウイルス感染拡大の影響によりオンラインでの開催となった（主催：神戸市動物愛護フェスティバル実行委員会）。このため、協議会としてオンラインでの出展協力をを行い、令和2年11月23日（月）より専用ウェブページ（下記参照）において協議会構成団体の活動を動画で紹介している。

また、フェスティバル開催に合わせ、令和2年11月21日（土）から同月29日（日）に、しあわせの村本館～温泉健康センター渡り廊下展示スペースにて、神戸市人と猫との共生に関する条例を紹介するパネル展示も行った。

（フェスティバルホームページ） <http://knots.or.jp/corporation/2020/10/kobe-aigofes2020/>

The screenshot shows the homepage of the 'Kobe Animal Welfare Festival 2020' website. The header features the festival's name in large blue and white text, with a green heart shape containing the text 'live with KOBE'. Below the header, there is a message about the festival being online and a note about browser compatibility. On the left, there is a sidebar with various links related to animal welfare. The main content area includes a 'Patch' section with a video player showing a dog, and a '動画紹介' (Video Introduction) section with several thumbnail images of different animal-related activities. At the bottom, there are sections for '会員登録' (Membership Registration), 'ご支援の形態' (Type of Support), and 'お問い合わせ' (Contact Information).



4 その他参考事項

(1) 神戸市における猫の殺処分について

協議会のさまざまな取組みを実施した結果、本市の猫の引取り数及び殺処分数の推移は下記のとおりとなっている。

条例施行前と令和2年度での猫の殺処分率等の比較

	平成28年度	令和2年度
子猫の引取り数	512	183
猫の譲渡率	27.8%	71.5%
猫の殺処分率	70.1%	37.5%

年度別統計（猫のみ）

年度	引取・収容数	(仔猫再掲)	譲渡数	譲渡率	殺処分数	(仔猫再掲)	殺処分率
H22	2,100	(1,932)	-	-	2,100	(1,932)	100%
23	1,869	(1,715)	-	-	1,869	(1,715)	100%
24	1,406	(1,250)	13	0.9%	1,393	(1,182)	99.1%
25	1,264	(1,136)	29	2.3%	1,230	(1,110)	97.3%
26	668	(638)	53	7.9%	615	(597)	92.1%
27	768	(694)	91	11.8%	673	(609)	87.6%
28	579	(512)	161	27.8%	406	(347)	70.1%
29	609	(441)	237	38.9%	351	(246)	57.6%
30	509	(368)	298	58.5%	225	(118)	44.2%
R1	350	(271)	237	67.7%	103	(67)	29.4%
R2	253	(183)	181	71.5%	95	(50)	37.5%

各政令市の猫の殺処分状況

R1	引取・収容	殺処分	殺処分率	H30	引取・収容	殺処分	殺処分率	H29	引取・収容	殺処分	殺処分率
1 相模原市	180	0	0%	1 相模原市	89	0	0%	1 岡山市	118	1	1%
2 岡山市	70	2	3%	2 岡山市	55	1	2%	2 広島市	946	20	2%
3 広島市	208	6	3%	3 広島市	459	13	3%	3 相模原市	108	3	3%
4 札幌市	677	33	5%	4 札幌市	544	23	4%	4 札幌市	684	45	7%
5 さいたま市	91	8	9%	5 熊本市	164	11	7%	5 千葉市	257	19	7%
6 熊本市	54	5	9%	6 千葉市	203	20	10%	6 熊本市	105	11	10%
7 名古屋市	1131	192	17%	7 さいたま市	70	13	19%	7 さいたま市	73	8	11%
8 川崎市	365	64	18%	8 名古屋市	1134	219	19%	8 川崎市	380	44	12%
9 千葉市	254	54	21%	9 浜松市	555	160	29%	9 名古屋市	1019	136	13%
10 仙台市	279	80	29%	10 仙台市	359	116	32%	10 北九州市	211	52	25%
11 神戸市	350	103	29%	11 川崎市	353	156	44%	11 浜松市	573	206	36%
12 浜松市	616	236	38%	12 神戸市	509	225	44%	12 仙台市	540	225	42%
13 横浜市	581	234	40%	13 静岡市	519	256	49%	13 横浜市	773	410	53%
14 北九州市	278	128	46%	14 北九州市	329	173	53%	14 福岡市	470	268	57%
15 大阪市	602	314	52%	15 横浜市	597	316	53%	15 神戸市	609	351	58%
16 新潟市	508	267	53%	16 新潟市	660	353	53%	16 静岡市	326	196	60%
17 静岡市	534	312	58%	17 大阪市	567	357	63%	17 新潟市	800	491	61%
18 福岡市	350	212	61%	18 福岡市	520	347	67%	18 大阪市	922	661	72%
19 堺市	128	91	71%	19 京都市	831	669	81%	19 堺市	126	95	75%
20 京都市	836	648	78%	20 堺市	150	123	82%	20 京都市	873	704	81%

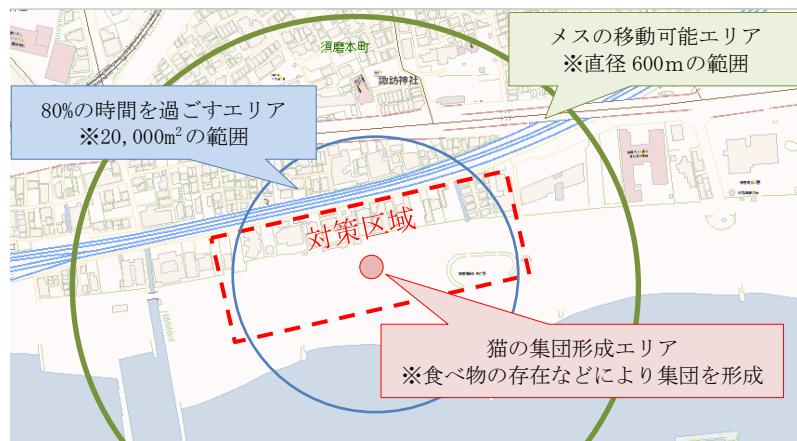
(2) 協議会が行う野良猫の繁殖制限事業の流れ

地域における支援申込および情報収集

野良猫の繁殖制限に関する要望がある市民、団体は指定の様式を用いて協議会事務局へ申し込みを行い、申し込みのあった地域について、協議会事務局は事前調査（①申請者に対するヒアリング ②当該地域における苦情の有無等を市へ照会 ③現地調査）を行う。

生物学的な見地に基づいた繁殖制限対策区域の策定

メス猫の移動可能エリアのうち、餌場等を中心とした半径 80 メートルのエリア ($20,000\text{m}^2$ の範囲) を猫の活動エリアと考え、道路、河川、鉄道等を加味して繁殖制限対策区域を策定することとしており、事前調査の結果に基づき、協議会事務局が対策区域案を策定する。



<対策区域（案）の策定>

繁殖制限対策区域ごとに、地区別計画の策定

事業部会は繁殖制限対策区域案について支援の可否を決定し、対策区域の最終設定を行い、支援を決定した繁殖制限対策区域ごとに、不妊手術対象野良猫数、受け入れ動物病院及び手術実施獣医師等を記載した地区別計画を策定する。

野良猫の不妊去勢手術の実施

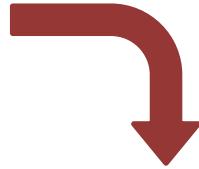
不妊手術については、①事前周知 ②野良猫の捕獲（Trap）③手術（Neuter）④元の場所に戻す（Return）という手順で実施する。

野良猫の不妊去勢手術の実施（図）

周知



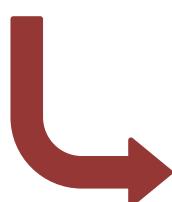
周知のためのチラシ



捕獲 (Trap)



手術 (Neuter)



元の場所へ (Return)



5 神戸市人と猫との共生に関する条例

平成 28 年 12 月 20 日
条例第 22 号

今日、都市化の進展や核家族化、少子高齢化を背景に、人の生活におけるペットの重要性は高まっています。その一方で、飼育放棄された飼い猫やその子孫が野良猫となって増え、ふんや尿による悪臭の問題を引き起こしているほか、野良猫への無責任な給餌が住民間のトラブルの原因となっています。また、市に引き取られ殺処分となる猫の多くが野良猫の子猫であるのが現状です。

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。)では、都道府県知事や指定都市市長等は、引取りを行った猫等について、殺処分がなくなることを目指した取組に努めるよう定められています。神戸市では、環境省の推進する地域猫活動への支援を強化し、地域の苦情の低減と猫の引取り数の削減を目指すとともに、引取りを行った猫については譲渡事業に取り組み、殺処分の低減を目指しています。しかし、地域猫活動に取り組む団体が存在しない地域では活動が進まないなどの課題があり、計画的、効果的に野良猫の繁殖制限を行うには、獣医師等の専門家の助言を得て、猫の生態や行動範囲を考慮して取り組んでいくことが重要です。

野良猫に起因する地域の生活環境の悪化を防ぎ、猫の殺処分をなくしていくため、市や飼い主の責務を定めるとともに、市、市民、獣医師が組織する団体、地域猫活動に取り組む団体等が一体となって取組を行うことにより、人と猫が共生する社会の実現を目指して、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、野良猫の繁殖制限及び猫の譲渡の推進に関する施策等について必要な事項を定めることにより、市民の快適な生活環境を保持するとともに、猫の殺処分をなくし、もって人と猫が共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 野良猫 所有者又は占有者のいない猫をいう。
- (2) 地域猫活動 地域住民の理解の下に、野良猫の不妊去勢手術を行うとともに、地域住民等の有志により、給餌、給水、排せつ物の処理など当該野良猫の管理を行うことをいう。
- (3) 野良猫の繁殖制限 野良猫により生活環境等に問題が生じている地域において、一定区域内の野良猫を対象に不妊去勢手術を施した上で、当該区域に戻すことをいう。
- (4) 飼い主 猫の所有者又は占有者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 猫の適正な取扱いについて広く普及啓発を行うこと。
- (2) 地域猫活動及び野良猫の繁殖制限に関する事業への支援を行い、並びに猫の譲渡の推進に関する事業を実施し、並びにこれらの事業等に関する普及啓発を行うこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施すること。

(飼い主の責務)

第 4 条 飼い主は、その所有し、又は占有する猫がその命を終えるまで適切に飼養し、当該猫が自己的所有に係るものであるときはこれを明らかにするための措置を講じ、及び適正に飼養し、又は保管することにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めなければならない。

(獣医師が組織する団体の役割)

第 5 条 獣医師が組織する団体は、市及び飼い主が前 2 条に定める責務を果たすために必要な支援、協力その他この条例の目的を達成するために必要な事業の実施に努めるものとする。

(共生推進活動団体等の役割)

第6条 猫の譲渡活動、地域猫活動その他人と猫との共生の推進に関する活動を実施し、又はこれらの活動を支援する団体又は個人であって、この条例の趣旨に賛同するもの(以下「共生推進活動団体等」という。)は、必要な活動を実施し、市がこの条例の目的を達成するために実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(動物取扱業者の役割)

第7条 動物取扱業者(法第12条第1項第3号の第一種動物取扱業者又は法第24条の3第1項の第二種動物取扱業者をいう。)は、猫の販売又は譲渡しを行うに当たり、当該猫の適正な飼養又は保管の方法について必要な説明を行い、理解を得るとともに、市がこの条例の目的を達成するために実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民及び事業者の役割)

第8条 市民及び事業者は、この条例の趣旨を理解し、この条例の目的を達成するために実施される施策、事業及び活動に協力するとともに、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすことがないよう猫の適正な取扱いに努めるものとする。

(協議会)

第9条 獣医師が組織する団体、共生推進活動団体等及び公共的団体等のうち、相互に連携してこの条例の目的を達成しようとする団体は、市の協力の下に、人と猫が共生する社会の実現を図るための推進主体として、神戸市人と猫との共生推進協議会(以下「協議会」という。)を組織する。

2 協議会は、市と連携して、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 地域猫活動への支援制度と連携した野良猫の繁殖制限
- (2) 野良猫への給餌及びふん尿の処理に関する指導及び助言
- (3) 猫の譲渡の推進に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事業

3 協議会の組織及び事業の実施に関し必要な事項は、協議会が定める。

4 協議会は、事業の実施状況を公表するとともに、市に報告するものとする。

5 市は、協議会に対し、この条例の目的を達成するために必要な支援及び助言を行う。

(財政上の措置)

第10条 市は、この条例の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第11条 市長は、毎年度、協議会の事業の実施状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。